

公立大学法人横浜市立大学告示第 153 号

一般競争入札（物品・委託等）の実施

公立大学法人横浜市立大学が行う物品、その他の調達に係る契約について、次のとおり、一般競争入札を実施します。

平成28年12月20日

公立大学法人横浜市立大学理事長

入札説明書

契約番号	セ16013		
件名	横浜市立大学附属市民総合医療センター及び南区総合庁舎、南土木事務所作業所で使用する電力約17,462,467キロワットアワーの供給		
履行（納入） 期限・期間	<input type="checkbox"/> 契約締結した日から 日以内 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで		
履行（納入） 場 所	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 横浜市南区浦舟町4-57		
発注概要	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約（概算数量契約）		
停止条件	平成29年度公立大学法人横浜市立大学予算が決定されることを停止条件とします。		
支払条件	前金払 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する 部分払 <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> する（12回以内） 物品完納または検査合格の後、適法な請求書に基づく支払いとする。		
入札参加資格	次に掲げる条件を全て満たすこと。 1 電気事業法の規定に基づき小売電気事業者として登録されている者 2 「平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)」において、「工種・営業種目 電力・都市ガス」の「細目A 電力」並びに「所在地区分」の「市内、準市内、市外」のいずれかに登録されている者 3 契約手続時に「平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)」において、「工種・営業種目 電力・都市ガス」の「細目A 電力供給」並びに「所在地区分」の「市内、準市内、市外」のいずれかに登録されている者 4 当該業務若しくはこれと同種の業務の実績を有する者であること又は当該業務の履行が可能な者 5 横浜型グリーン電力入札に関する要綱（平成18年11月22日制定）に基づく報告書を横浜市長に提出しており、ランクA、A-、B、B-に該当する者 1 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者 2 公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第6条第2項の競争参加停止措置の通知を受けていない者		
資格確認時 提出書類	・平成29・30年度入札参加資格審査結果通知書（写し：契約手続き時に提出） 入札実施日5日後（土日祝祭日の場合その翌日）の午後5時までに提出すること。		
最低制限価格	—	調査基準価格	—
入札実施 日時・場所	平成29年 1月19日（木）午前11時00分 横浜市立大学 金沢八景キャンパス（横浜市金沢区瀬戸22-2） 体育館会議室		
仕様書の 配布、閲覧 質問受付	横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜市南区浦舟町4-57） 経営企画課 経営企画担当（電話）045-253-5322 （配布期間）平成28年12月20日（火）～平成29年1月18日（水） （配布・閲覧時間）午前9時～午後5時 但し、土曜・日曜・祝祭日を除く。 （質問受付期間）平成28年12月20日（火）～平成29年1月6日（金）午後5時まで （質問回答）～平成29年1月13日（金）午後5時		
契約担当課	横浜市立大学附属市民総合医療センター 経営企画課経営企画担当		（電話）045-253-5322 （FAX）045-231-1846
発注課	横浜市立大学附属市民総合医療センター 総務課施設担当		（電話）045-253-5308 （FAX）045-253-5702

契約金額	<p>契約金額は、入札者が消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、<u>入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額（消費税額及び地方消費税相当額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とする。</u></p>
入札金額の記載方法	<p>・入札書には、消費税入札者が法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を記載すること。</p> <p>・入札書には、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（設計図書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を記載した内訳書（様式は問いません。）を添付すること（1円未満の端数を含むことができる）。なお、落札の決定は、本学が提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した総価で行うので、入札書には当該総価を記載すること。</p> <p>・入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。</p> <p>・アンシラリーサービス料は、入札価格の算定に考慮しない。</p> <p>・燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、自家発補給電力使用時の単価、アンシラリーサービス料の単価については、契約後別途協議する。</p> <p>・電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。</p> <p>ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p>イ 使用電力の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。</p> <p>ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。</p> <p>エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。</p>
取消等の禁止	<p>提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。</p>
再度入札	<p>予定価格の制限の範囲内での価格で入札がないときは、再度入札を行う。（再度入札の回数は、1回とする。）</p>
無効の入札書	<p>次の事項の一に該当する入札書は、これを無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 購入等件名及び入札金額のないもの 2 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は押印のないもの若しくは判然としないもの 3 代理人等が入札する場合において、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人等であることの表示、当該代理人等の氏名又は押印のないもの若しくは判然としないもの（記載のないもの又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称若しくは商号及び代表者の氏名）又は代理人等であることの表示である場合には、正当な代理人等であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。） 4 購入等件名に重大な誤りがあるもの 5 入札金額の記載が不明確なもの 6 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの 7 告示に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの 8 その他入札に関する条件に違反したもの

<p>落札決定 (資格確認)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格の制限の範囲内での価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認する。 2 前項に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。 (2) 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とする。 3 落札候補者となった者は、入札参加資格の確認のために必要な書類を提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、入札参加資格を満たす者でないとし、その者の入札を無効とする。 4 落札者が決定したときは、本学の定める契約書を取交わすものとする。
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 この契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。 2 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 3 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、公立大学法人横浜市立大学の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。 4 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取消すことがある。 5 次の各号のいずれかに該当する者は当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定し、落札者として決定しないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営及び信用状況 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告を受け、経営状況が健全でない判断される者 (2) 不正又は不誠実な行為 法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、契約の相手方とすることにより本学の信頼が損なわれると判断される者 (3) 債務不履行 本学と締結した物品・委託等の契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本学と係争中である者は除く。） (4) 現に受注している契約の進捗状況 本学の発注した契約に関し、その受注業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが生じ、今後の状況改善が期待できないと判断される者 (5) その他 その他本学が特に認めた要件に該当すると判断される者 6 その他、この告示に規定のない事項については、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領に定めるところによるものとする。